

杉並道場における、審査会開催と取り組みについて

杉並道場では、道場の活動主旨である「試合、競技、昇級昇段を目的とした稽古をしない」とありますが、協会の所属道場であるので、昇級昇段の機会は準備されております。実際、これをクリアする為には、個々のたゆまぬ努力が大変重要となりますので、形などは、DVDを購入して、自分で順番だけでも、ある程度を理解しておく必要はあります。

杉並道場における審査会開催と、その条件について、以下の通りまとめておきますので、みなさん、よく理解しておいて下さい。

1. 審査対象者

- ・杉並道場に入会后、1年経過した者（出席率も考慮されます）。
- ・日本拳法協会に登録された会員である事（認定防具一式購入済みの者）。
- ・協会認定の形DVDを購入している事。

2. 審査会

- ・隔年で、杉並道場にて審査員（糸川師範）派遣要請して審査会を開催。
※受験希望者がいる程度集まった場合。
※六月、または七月において開催。
※人数不足の場合や、実力、合格の自信がある者については、東京本部の審査会ならば参加可能とする。
- ・昇級・昇段審査は、取得済み段級位から、一つ上の段級位での受験とする。
※特別な理由がない限り、飛び級、飛び段での受験は出来ない事とする。
- ・有段審査は、前回取得した段位から2年以上経過している者。

3. 審査内容

- ・日本拳法協会の審査基準に沿ったもの。
(1) 形・・・日本拳法協会の作法（五法一如）に基づいて。
(2) 空乱撃（競技スタイル）
(3) 受身・・・級毎に決められた受身

4. 受験料、認定料

- ・受験しようとする者は、日本拳法協会規定の【受験料と認定料】を納入しておく事。
- ・審査に置いて【合格】した者のみ、日本拳法協会規定の認定料を納入する事で、該当級・段の認定が確定され、日本拳法協会発行の免状を受け取る事ができる。
- ・不合格となった場合には、納入した認定料については返金されません。